

平成20年第5回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成20年9月4日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成20年9月4日（木）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第117号から議案第138号
- 第6 決算審査特別委員会の設置
- 第7 議会議第9号
- 第8 請願第6号から請願第8号、陳情第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	臼杵克身君
5番	金田淳一君	7番	廣瀬擁君
8番	小田純一君	9番	小杉邦男君
10番	大桃一浩君	11番	中川隆一君
12番	岩崎隆寿君	13番	中村良夫君
14番	若林直樹君	15番	田中文夫君
16番	金子健治君	17番	村川四郎君
18番	佐藤孝君	19番	金光英晴君
20番	猪股文彦君	21番	川上龍一君
22番	本間千佳子君	23番	金子克己君
24番	根岸勇雄君	25番	近藤和義君
26番	祝優雄君	27番	加賀博昭君
28番	竹内道廣君		

欠席議員（1名）

6番 浜田正敏君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎	君	副市長	親松東一	君	
副市長	甲斐元也	君	会計管理者	本間道子	君	
総務部長	齋藤英夫	君	企画財政長	齋藤元彦	君	
市民環境長	金子	優	福祉保健長	鹿野義廣	君	
産業観光長	佐々木正雄	君	建設部長	田畑孝雄	君	
総務部長(総務課長)	本間進治	君	企画財政部長(財政課長)	山本充彦	君	
市民環境部長(市民生活・環境課長)	木下良則	君	福祉保健部長(福祉課長)	樋口賢二	君	
産業観光部長(産業振興課長)	金子晴夫	君	建設部長(建設課長)	渡邊正人	君	
教育長	渡邊剛忠	君	教育次長	藤井武雄	君	
選挙管理委員会事務局長	藤井雄一	君	代監査委員	清水一	次	君
監査委員局長	菊地賢一	君	農業委員会事務局局長	藤井與嗣明	君	
消防長	加藤貴一	君				

事務局職員出席者

事務局 長	山	田	富巳夫	君	事務局次長	池	昌	映	君
議事調査係	中	川	雅史	君	議事係	谷	川	直樹	君

午前10時00分 開会・開議

○議長（竹内道廣君） おはようございます。ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第5回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（竹内道廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、佐渡市議会会議規則第80条の規定により、11番、中川隆一君及び12番、岩崎隆寿君を指名をいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（竹内道廣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び日程については、議会運営委員長の報告を求めます。

金光議会運営委員長。

〔議会運営委員長 金光英晴君登壇〕

○議会運営委員長（金光英晴君） おはようございます。今9月定例会の会期日程についてご報告いたします。

去る9月2日に議会運営委員会を開催し、9月定例会の会期日程について協議いたしました。その結果についてご報告いたします。

会期につきましては、本日9月4日から9月26日までの23日間といたします。日程につきましては、お手元に配付の9月定例市議会会期日程表をごらんください。

本日9月4日、本会議。この後、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行い、本会議終了後、議会報編集特別委員会及び各派代表者会議を開催いたします。

あす5日は、地域医療体制検討特別委員会を開催いたします。

来週8日は、午前中に決算審査特別委員会を、午後からは行財政改革特別委員会をお願いいたします。

9日火曜日から16日火曜日までが一般質問となります。質問者は17名であります。

16日の一般質問終了後、8.19水害に伴う災害復旧費の補正予算の追加提案が予定されております。本会議終了後に行財政改革特別委員会を開催いたします。

17日から19日までの3日間が委員会審査です。

22日は、午前、各派代表者会議、午後は地域医療体制検討特別委員会となります。

24日は、委員会審査のまとめです。午後3時を目途に特別委員会委員長報告の配付となります。

翌25日は、トキの放鳥日でありますので、午前中は休会、午後から全員協議会を開催し、その後、常任委員長報告の配付、質疑、討論の受け付けといたします。なお、時間につきましては行事との調整が必要であり、今のところ確定しておりません。確定次第、お知らせいたします。

26日が最終日となります。なお、最終日の本会議は午後2時の開会といたします。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は23日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（竹内道廣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略をいたします。

日程第4 行政報告

○議長（竹内道廣君） 日程第4、行政報告並びにその他の報告事項について一括して市長から報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、ただいまから平成20年第5回市議会定例会に当たりまして、平成20年第3回市議会定例会以降の行政経過からご報告申し上げます。

初めに、堀口智顕さんからの寄附金についてご報告申し上げます。去る7月4日、堀口智顕さんから現金1,000万円の寄附がありました。これは、平成20年度の堀口基金事業として12名の応募者の中から1期生5名の学生が選拔され、現在支援を行っているところでありますが、この支援金額に相当する分として佐渡市へ追加の寄附金を下さったものであり、佐渡市はこれを一般会計予算に計上し、佐渡市堀口基金に積み立てを行うことといたしております。なお、7月30日から8月22日までの間、来年度の支援対象となる2期生の募集を行い、現在選考委員会による選抜作業を進めている状況でございます。

次に、新潟市・佐渡市誘客連携協定についてご報告申し上げます。新潟市の拠点性と佐渡市の豊富な観光資源等両市の優位性を生かし、観光分野において連携、協力し、首都圏や海外へ向けた共同誘客活動、旅行商品の開発、観光協会や交通事業者などを含めた誘客体制をつくり、観光案内所の総合案内等を協力事項として、誘客連携協定を締結いたしました。また、8月1日、新潟市役所において国土交通省北陸信越運輸局長、新潟県観光局長を来賓に迎え、調印式が行われたわけでございます。

次に、佐渡準市民制度の経過についてご報告申し上げます。佐渡は、豊かな自然や伝統文化など魅力あふれる島であります。このような魅力あふれる佐渡に思い入れを持つ方々は、全国に数多くおられます。そういう方々の思いを佐渡の活性化につなげるための仕組みづくりが必要だと考え、佐渡準市民制度を創設いたしました。6月10日から佐渡市のホームページにて制度の周知と募集を行い、8月末日現在、525件

のご登録をいただいております。8月には佐渡の情報誌「えール」を創刊し、準市民への送付と主要公共交通機関へフリーペーパーとして配布して、佐渡からの情報発信と制度の周知を積極的に進めております。

次に、佐渡ふるさと島づくり寄附金についてご報告申し上げます。ふるさと佐渡を応援したい、佐渡のために貢献したいと考える方々から、その思いを寄附金という形で佐渡の島づくりに参加、協力、応援を寄せていただくもので、人と自然にやさしい島づくり応援コースなど寄附金の活用メニュー5つを掲げ、7月3日から佐渡市のホームページに掲載し、募集をスタートいたしました。8月末日現在、19件で総額165万3,000円の申し入れがありました。今後ともいろんな機会でのPRに努め、佐渡の活性化に役立てさせていきたいと考えております。

その他の報告事項に移ります。続きまして、その他報告事項、案件、事件についてご報告申し上げます。報告第16号の専決処分の報告につきましては、議会の委任事項であります損害賠償を専決いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、報告するものであります。

次に、報告第17号 平成19年度佐渡市下水道特別会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しました事業が平成19年度で完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、報告第18号 平成19年度決算に基づく健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて、別紙のとおり報告するものでありますし、報告第19号 平成19年度決算に基づく資金不足比率につきましても地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて、別紙のとおり報告するものであります。この指標につきましては、平成19年6月に制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から公表等が義務づけられたことによる報告であります。

以上で行政報告並びにその他の報告事件について説明を終わります。

○議長（竹内道廣君） ただいまの市長報告のうち、報告第16号から報告第19号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

日程第5 議案第117号から議案第138号

○議長（竹内道廣君） 日程第5、議案第117号から議案第138号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、今回の定例会にお出しする議案を一括してご説明申し上げます。

議案第117号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、地方自治法の一部が改正され、議会活動の範囲が明確化されたこと及び議員の報酬の支給方法等に関する規定と他の行政委員会の委員等の報酬等の規定が分離されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第118号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日に施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第119号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、本条例に引用している根拠条文規定の一部を改正するとともに、住民票の写し等及び戸籍の付票の写しの交付を規定する条項の改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第120号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国の公営住宅における暴力団排除の基本方針を踏まえ、市営住宅から暴力団員を排除するため必要な事項を定めるとともに、単独住宅の家賃の改定及び老朽化に伴う住宅の用途廃止等を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第121号 佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、国の公営住宅における暴力団排除の基本方針を踏まえ、若者夫婦向け賃貸住宅、定住促進住宅及び特定公共賃貸住宅から暴力団員を排除するために必要な事項を定めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第122号及び議案第123号は関連した議案でありますので、一括してご説明申し上げます。議案第122号 新たに生じた土地の確認について（両尾、羽二生地内）、議案第123号 字の変更について（両尾、羽二生地内）。以上2議案は、新潟県が道路改良事業により施行した海岸護岸用地、道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工許可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地の確認並びに地方自治法第260条第1項の規定により字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第124号 字の変更について（畑野東部地区）。本案は、新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施行した県営圃場整備事業が完了し、畑野東部地区の換地を行いたいのので、地方自治法第260条第1項の規定により字の区域変更をすることについて、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第125号 財産の減額譲渡について（旧ゆとりぴあ真野）。本案は、平成19年度をもって営業を終了し、普通財産とした旧ゆとりぴあ真野の土地、建物について社団法人新潟県労働衛生医学協会に減額して譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第126号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ6億5,959万2,000円を追加し、予算総額を446億5,917万9,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では国庫支出金、繰越金及び市債などの増額計上、歳出では職員の異動による人件費の組み替え、後年度の円滑な財政運営のための財政調整基金への積み立て、2月24日の冬季風浪被害及び7月の豪雨による被害に係る災害復旧経費などの予算を計上するものであります。よろしくご審議のほ

どお願いいたします。

議案第127号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ371万6,000円を追加し、予算総額を71億8,951万9,000円とするものであります。補正内容は、職員の異動による人件費の増額で、その財源としましては一般会計からの繰入金によるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第128号 平成20年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ926万1,000円を追加し、予算総額を10億7,791万9,000円とするものであります。補正内容は、平成19年度の老人医療給付費の精算によるもので、歳入は過年度分の社会保険診療報酬支払基金交付金の減額、国庫負担金及び県負担金の増額、歳出では社会保険診療報酬支払基金事務費分の積算として償還金及び一般会計への繰出金を増額するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第129号 平成20年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ644万9,000円を追加し、予算総額を8億1,544万9,000円とするものであります。補正内容は、職員の異動による人件費の増額で、その財源としましては一般会計からの繰入金等によるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第130号 平成20年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,898万円を追加し、予算総額を60億158万円とするものであります。主な補正内容は、歳入では前年度繰越金を追加し、保険料及び介護給付準備基金繰入金を減額するもので、歳出では職員の異動による人件費の増額、前年度の介護給付費等の確定により国庫支出金等の返還金及び一般会計への繰出金を追加するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第131号 平成20年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ112万円を追加し、予算総額を21億3,477万円とするものであります。補正内容は、職員の異動による人件費の増額で、その財源としましては一般会計からの繰入金によるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第132号 平成20年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,241万8,000円を追加し、予算総額を49億1,391万3,000円とするものであります。補正内容は、下水道建設費に係る節間の組み替え及び職員の異動による人件費の増額で、その財源としましては一般会計からの繰入金によるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第133号 平成20年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ720万円を追加し、予算の総額を4億5,920万円とするものであります。主な補正内容は、歳入では前年度繰越金、運営基金繰入金の増額をするもので、歳出では職員の異動に伴う人件費等の補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第134号 平成20年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的支出において3,101万6,000円を減額し、収益的支出の累計予算額を30億8,916万4,000円とするものであります。補正内容は、職員等の異動に伴う人件費の補正であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第135号 平成20年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収入

及び支出について、支出の既決予定額を1,272万6,000円減額し、支出総額を10億9,070万6,000円に、資本的収入及び支出について、支出の既決予定額を6万8,000円増額し、支出総額を18億3,129万円とするものであります。補正内容は、職員の異動による人件費の減額補正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第136号 平成19年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成19年度佐渡市一般会計及び各特別会計における歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第137号 平成19年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成19年度佐渡市病院事業会計決算について、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第138号 平成19年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成19年度佐渡市水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第117号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 議案第117号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質問をいたします。

この大きな改正というのは、地方自治法の中に議会の存在というものを見直すというよりは、本来の姿にしたいというのがこの法律の趣旨なのです。そこで、具体的にお聞きをしたい。2つのことについて言っておるわけです。1つは、議会の政務調査費について申し上げております。もう一つは、報酬というものが一般報酬から切り離されて、議員報酬というふうに頭に議員がついてきた。そこで、お尋ねをしたい。政務調査費について言うならば、地方自治法の100条の13項、14項というところに規定されておったわけですが、今回それを14項、15項というものにしたことの意味は何なのか。そして、改めて政務調査費について地方自治法の中でこのような改正をして、それに基づく条例改正を行ったというのはどういう意味があるのか、この地方自治法改正に伴う自治省からの通達等はどうなっておるのか、この点について1点。

もう一点は、議員報酬というふうに一般報酬から切り離したということの意味は何なのか。これについても地方自治法改正に伴う自治省からの通達というものがあるのかないのか、あるとすればどのようなことが記載されておるのか。

以上2点についてお尋ねをしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今ほど加賀議員のご質問であります。2つほどありました。まず、第1点の政務調査費の関係であります。このことについては自治法の中で第100条の12という項目が新たに起こされました関係上、従来ありました12、13の部分については条ずれを起こして、1条ずつ繰り下がるというものであります。その第100条の12というものがどういうものであるかということについて説明をいたします。地方自治法第100条第12項につきましては、議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができるという条項が新たに入りました。そのことによりまして、政務調査費に関する支給の根拠条文が1条ずつ繰り下がるということの改正であります。

2つ目の議員報酬の関係であります。このことについては法律では議員の報酬の支給方法が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と異なっておるということを明確にするために、議員の報酬の規定に係るものを分離し、明確にしたいということで、名称を従前の報酬から議員報酬に改めたというものであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 政務調査費、報酬をめぐりまして、愚かな者は、政務調査費を上げるなどというのはもってのほかだなどと言っておる者がおる。今日の議会に課せられた、市民にかかわって調査を進める、行政調査を進めるというのには相当の費用が要するというを、行政というのは国が考えて、こういう改正をせいと、こう言っておるわけですが、この基準に照らして、現在の佐渡の市議会が持っておる政務調査費というのは市長の立場からいうとどのように考えておるのか。

もう一点は、一般報酬から切り離して、議員報酬、つまり報酬の上に議員という名を冠して、これは普通の報酬というのとは違うのですよということを明示したわけなのですが、これについて現在の報酬等について市長はどのように考えておるのか、また所感をちょっとお聞きしたい。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高野市長。

〔「まず、議員報酬という議員を冠したということの意味を聞きたいというんです。額についてあれこれ、それは当然あるわけですが」と呼ぶ者あり〕

○市長（高野宏一郎君） 政務調査費と議員報酬の額については、今答弁を差し控えさせていただきたいのですが、議員という名前をつけたことについて私も認識がちょっと薄いので、もう一度総務部長のほうから答弁させます。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

加賀議員のご指摘のありました議員報酬ということにつきましては、地方3議長会、全国都道府県議会議長会、それから全国市議会議長会、全国町村議会議長会等の要望を受けて、議員立法で制定されたものというふうに伺っております。議会の権能といいますか、そういったものに対する国民の理解が高まって

おるということで、議員報酬ということで頭についたというふうに認識しております。

以上です。

〔「政務調査費について言うのか。かわって言うのか、市長が言うのか。政務調査費というのは、行政について議会が権能を発揮して調査をするということなんだ。そういうものに照らして、今度の改正はどうか。あわせて、現在の佐渡市議会の政務調査費についてどう考えておるのかと聞いておる」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回政務調査費についての法律の改正ではありません。あくまでも議会活動を明確にするということで間にその条項が入ったために、従前ありました13項及び14項を14項及び15項に改正したというものでありまして、政務調査費の支給のあり方等については従前と考え方は変わっておりませんし、そのことについては加賀議員も十分ご承知のことというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 総務部長の政務調査費の説明は、これ以上加賀議員のようなのがふえては困るから、政務調査費を使って余り調査をせぬでくれというふうに聞こえる。こういうことであってはならぬということで私が聞いておる。しかし、これは一般質問ではございませんので、質疑の範疇にとどめておく。

もう一つ、これが大きな改正なのです。報酬というものを2つに分けて、一般の報酬と議員報酬というのを変えた。しかも、これが議員立法で成立した法律である。とかく報酬のことを言うと、また愚かなやつらが変なことを言い出す。特に報酬を上げぬほうがいいなどということを言い出すという危険性があるので、しっかりと私の今回の条例上の質疑について明確にしておく。少なくとも議員というのは、報酬というのは生活費に使うものではないと、こう言われてきたが、しかしそれにも限界がある、こういう一面がある。しかし、私はずっと見ておりまして、私を含めてもっと議員報酬を活用して、市民のために役立てていかなければならぬ、そういう意味が今日的な課題としてあるのだと、こういう視点で今質疑をしておるのだということを明確にしておきます。そうすると、また加賀が報酬についてこれでは低いという意味のことを言ったなどという愚かな報告をする者がおるかもしれない。そのときは、また加賀報告でばちっとやりますが、きょうの質疑の意味はこういうことだということを明らかにしておく。

以上で終わります。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第117号についての質疑を終結をいたします。

議案第118号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第118号についての質疑を終結いたします。

議案第119号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第119号についての質疑を終結いたします。

議案第120号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 3点ほど質疑をします。

1点目、現在の入居者の全員を調査するのか。

2点目、住宅以外の公共施設の制限もするのか、使用の制限。

3番目、第13条2項、よくわからないので、説明をいただきたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

入居者全員を調査するかということでございますけれども、1点目の、それは全員調査します。

それから、2点目の公共施設の他の施設ですけれども、それについてはこの条例と関係ないので、建設課としては該当しないと考えています。

それから、13条の2項でございますけれども、これは暴力団員のことを排除するのであって、例えば準暴力団員等については警察と協議しながら指定する一項には入っていないということであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

近藤和義君。

○25番（近藤和義君） すべてを調査をするということですが、19年6月1日付の国住備第14号というのが手元にあるのですが、これ国土交通省住宅局長から県知事におろされた文書です。その文書をおろして、今度各市町村で条例をつくるという流れなのですが、その中で、警察に対する情報提供依頼は、法第34条に基づくものではなく、公営住宅の適正な管理上の必要性に応じて、警察に対し、任意の協力を求めるものであるというふうに明記をされています。聞きたいのは、任意の協力を求めるということですが、現在の入居者全員を調査するというデータは警察に100%頼るのか、それともある程度佐渡市でデータの持ち合わせがあるのかどうかをまず伺いたい。

それから、同じ文書の中で、ちょっとよく聞いてください。入れ墨を見せる等の威嚇には、警察等の関係機関と連携を十分に図るとともに、必要に応じ、幹部職員が直接対応するなど組織を挙げて取り組む必要があるというふうに明記されています。金井のことを言って恐縮なのですが、ふるさと創生資金で以前に旧金井町で温泉を掘って、温泉施設をつくりました。そのときに入れ墨を入れるかどうか、大変議会で議論があったのですが、当時の近藤浄太町長は、人権の問題があって、差別をするわけにはいかないということで、金井温泉は今も恐らく暴力団員であっても、入れ墨であっても、使用制限はしておりません。

ここに明記されているように、入れ墨見せる威嚇には敢然と職員が立ち向かうようにというふうに明記されていますから、今度は住宅以外、いろんな公共施設も同様の制限を課せるのかどうか、それが2番目の質問だったのです。

3番目、法の第13条、構成員、準構成員ではないです。先ほど聞いたら、準構成員は対象外ということですが、いいですか。読んでみます。市長は、前項の新たに同居させようとする入居の際に同居した親族以外の者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。同項の承認というのは同居の承認です。もう一度読みます。入居の際に同居した親族以外の者が暴力団員であるときは、同居の承認をしてはならない、この意味がわからないので、再度説明を求めます。3点。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

データが1つはあるかということですが、これは今のところデータはないので、これから入居者のデータを警察と協議しながら進めていきたいということになります。

それから、2点目の入れ墨をした人について入浴とか等については、今後協議していきたいなということで、まだ方針は決まっていません。

それから、8ページ目の第13条の2項のこれですが、この書いたとおりでありまして、もし現在入居しておる人が後に一緒に同居すると、入れ墨とか暴力団が同居するときには、それは承認しないということになります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

近藤和義君。3回目です。

○25番（近藤和義君） 暴力団員、入れ墨、明確に通達の中で明記がされていますから、入れ墨の威嚇、暴力団員すべてを市営住宅から排除するし、それから今後入る人もほかの入居者の平穏を守るために入れないという条例ですね。ということは、繰り返して3回目なので、もう質疑ができませんが、ほかの公共施設も同様にあなた方は提案するのではないですか。当然でしょう。

3番目の13条ですが、準構成員は入れるけれども、構成員は入れないというふうな答弁をいただいたのですが、そんなことを書いてあるのではないでしょう、これ。入居の際に同居した親族が暴力団員であるときは入居を断るといのはわかるのですが、親族以外の者が暴力団員であるときは承認してはならないという文言の指すところ、目指すところを教えてください。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

13条の2項でございますけれども、もちろん暴力団はそうですけれども、これが親族以外の暴力団、例えば別に内縁の夫とか妻とか、そういう等で、要するに暴力団だったらもうすべて入れないということでもあります。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

2番目の質問にありました市営住宅以外の公共施設というところでありますが、今回の条例改正が国土交通省からの通達、通知に基づくもので改正ということですが、趣旨は暴力団員の社会的なそういう部分の制約ということですので、我々としては公共施設等についても今後また検討していきたいというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） 金子健治君。

○16番（金子健治君） それで、この市営住宅条例の中に出てきます暴力団の定義であります、これは指定暴力団ということですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

指定暴力団だけでなく、すべての暴力団ということでもあります。

以上。

○議長（竹内道廣君） 金子健治君。

○16番（金子健治君） 先ほどの答弁の中で準構成員は該当しないということですが、今準構成員も大きな社会問題になっております。警察白書の中にもその数字は出てくるわけですが、これも、これははっきりとした条例でございますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

田畑建設部長。

○建設部長（田畑孝雄君） お答えします。

この条例の中には入っていないので、準構成員につきましては、先ほど言いましたように、警察のほうと情報を交換しながら協議していきたいと思っています。

以上です。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結します。

議案第121号 佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第121号についての質疑を終結いたします。

議案第122号 新たに生じた土地の確認について（両尾、羽二生地内）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

議案第123号 字の変更について（両尾、羽二生地内）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第123号についての質疑を終結いたします。

議案第124号 字の変更について（畑野東部地区）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結いたします。

議案第125号 財産の減額譲渡について（旧ゆとりびあ真野）についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 土地の所在、地目、地積について、雑種地とか田んぼがあるのですが、あそこへ行ってみれば大体温泉、建物が建っている、その部分かと思うのですが、これも含めて譲渡するということ、地目を譲渡するということは現在どのようになっている、どうしてこの部分を譲渡するのか、説明願います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

ゆとりびあ真野の、ご承知だと思っておりますけれども、面積的に平米で1万2,781平米と広いわけですが、その中には雑種地、それから田んぼ等含まれて、全体としてゆとりびあ真野の敷地ということでこれはさせていただいているということであります。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） これは、今何に使われているのですか。これ田んぼと雑種地になっておるわけですが、だからこれが佐渡市の土地であるということはいいいのですが、現在何に使われているか。そして、これなぜこのような地目に、ちょっと普通に考えると駐車場かなと思うのですが、駐車場ならばこういう地目にはなっていないはずなので、医学協会が要するところはどの部分が要るので、これがなぜこういう地目になっているか、その部分を説明願いたいということなのです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） これは、地目として雑種地、それから田ということになっておりますけれ

ども、これは造成をしてありまして、それが建物の敷地、それから駐車場等になっております。当時、推測ですが、地目変更していなくて、このまま田と、あと雑種地という形で残っているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） そうすると、これは譲渡するときの地目はこのまま譲渡するのですか。それから、建物が今度建って、民間に渡されると、これは宅地になるのではないか。そうすると、この辺の税の関係はどのようになるのか、その辺をきちっと説明願いたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

提案のとおり、このまま譲渡したいというふうに考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

これは、このまま現況で課税をさせていただくということになります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 委員会をお願いをいたします。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 1点だけお尋ねをしたいと思います。

真野温泉がなくなって、いわゆる検診センターに移行するのだと思うのですが、早い時期の話でありまして、検診センターそのものが温泉業務も一定程度市民向けにやるのではないかというお話がありましたけれども、その辺、具体的にどうなったのか。運営形態、例えば週に何回ぐらいやるとか、そういうのも決まっていたらお教え願いたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

ゆとりぴあ真野の検診センターへの移譲につきましては、地域等においては説明会をさせていただきまし、地域審議会等においてもお話を申し上げました。そういった説明の中で、地域の方から温泉としても何とか残してほしいという要望が強くありましたので、市といたしましても協議を重ねまして、要望もしてまいりました。最終的には今の温泉の規模よりも少し縮小はされますけれども、建物を改築をした後も温泉はそのまま、規模は縮小しますけれども、残るということです。あそこは、くみ上げて沸かしておりますので、毎日ということになりますと、かなり経費はかかるわけですが、今のところは検診センターのほうで人間ドックのある日の午後につきましては、その人間ドックに来られた方のほかに一般住民の方も温泉として利用できるようにということで、そういうことになっております。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

議案第126号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。

質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出についてに移ります。

まず、1款議会費から6款農林水産業費までの質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 人件費に係ることなのですが、総務費のところでは13人増、企画のところでは5人増、これ全部増減があるのですが、目立つところだけ言います。その関係の中で民生費の中で極端に18人減というふうなことでござりますが、これは衛生費のところについて18人増、この辺の一つ一つではなくていいのですが、基本的な大きな増減の考え方というか、なぜそうなったのかという説明をお願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

人件費の関係につきましては、それぞれ款項目に分けて計上してあります関係上で、それぞれプラスになったところもあればマイナスになったところもあるということでありまして、総体では一番最後の給与費の61ページの中で全体の増減を示してあります。今回三角の5人、人数では三角の5人ということでありまして、それぞれ4月の人事異動に伴って異動をかけたものでありまして、社会福祉総務費では三角の18人というふうになっておりますが、これはそこに係る職員の異動、保育園を含む職員の異動、増減ということでもありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 今最後に総務部長が言ったようなことが必要なのですが、それならば総務費の、大きなところだけでいいのです。13人増にしたのについては所掌事務がふえたのかどうなのか。それから、今答弁がありました18人減については保育士が統合等で少なくなったのか、そういう内容についてお聞きしたいので、トータルが多いとか少ないとかというのではなくて、主立った大きな人事異動の根拠と申しますか、説明を求めたいということなのです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

一般管理費の13の増であります。これについて大きなところは国体推進課が企画から総務のほうに回ったということでの増でありますし、あと大きく社会福祉総務費で18人、これは総体での保育士等の減であります。あと、大きなところとしては、保健衛生総務費のほうで16人の増というふうになっております。

これについては、関連する業務のところからこちらのほうに仕事が回ってきたということで増になりました。あと、林業総務費で11人の減であります、他の部署に回ったことによる減であります。一般会計全体では三角の5人ということでありますが、これらにつきましてはそれぞれの人件費の計上の仕方によりまして変わってきております。詳しくはそれぞれ職員の定員管理の中で細かく説明をしていかななくてはならないところでありますが、予算の中では計上科目をそこに定めたということでありましての内容であります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 3回目です。最後ですが、35ページの医療推進費について一般職給料増というのは、厚生連病院の建設にかかわるプロジェクトチームをつくるための職員の増という理解でよろしゅうございますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えいたします。

そのとおりであります。

○議長（竹内道廣君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 衛生費の33ページですが、トキ推進費、6目、その中のトキ放鳥関連イベント開催事業、放鳥式典負担金増、68万3,000円とありますが、これは市が単独で行う事業の負担がふえたものか、あるいは国、県、市が行う全体の枠が幾らになって、その負担割合がどのようになっているか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えをいたします。

これにつきましては、当初放鳥記念ということで予算を盛ってあるわけでございますけれども、その後場所とか、いろいろ経費がかさみまして、増額になる分でございます、国と県、佐渡市、3分の1ずつの予算計上でございます。

〔「総額幾ら」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

木下環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） お答えを申し上げます。

当初300万ずつ、国、県、市で総額900万円の予算でございました。それで、先ほど部長が申し上げましたように、実は当初の計画では皇族の方を想定をしていなかったわけですが、今皇族の方にご臨席を賜りたいというようなことでお願いをしております、その経費がふえるであろうというようなことで3分の1ずつ負担をさせていただくというものでございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 幾つかお教え願いたいと思います。

1つは、27ページの民生費、社会福祉施設の管理運営費の施設整備工事金です。これ畑野のゲートボール場のことだと思うのですが、これは前の末武部長ですか、地域に残る施設なので、手当てをしているというふうに言われていて、予算計上されたものだろうと思うのですが、皆さん方のほうではこの施設は公として残さないで、地域への移譲するということを協議されておりますよね。その中身も含めて、こういうことになったのかどうか、お尋ねをしたいというのが1点です。

2点目は、ページ数でいいますと33ページ、今ほどのトキ推進費にかかわってであります。ビオトープの整備事業が800万ほどふえておりますが、その中身についてお教え願えればと思います。

もう一点は、37ページの農業振興関係ですが、高齢化集落支援モデル事業費ということで76万8,000円、額は小さいのですが、今後注視していかなければならない中身だと思うので、中身についてご説明をお願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） 27ページの社会福祉施設管理運営費の施設整備工事、これご指摘のとおり畑野ゲートボール場の擁壁の工事ということです。ゲートボール場につきましては、民間のほうに、地域のほうに移していくという方向にありますけれども、今現在畑野ゲートボール場はたくさん皆さん毎日のように使っていております。私も冬にこの現場を見させていただいたのですけれども、かなり雪が吹き込んでくるのです。なかなか冬も皆さん使われているのですけれども、使うときに風、それから雪が吹き込むということで、それはやはり皆さんが楽しみにゲートボールするのにそういう支障がありますので、市の方向性は方向性として、地域の皆さんから安心して使っていただくように、これは1メートル50ぐらいだと思いますけれども、2面あるうちの一番風を吹き込んでくる1面につきまして、少し囲いをさせていただいて、利便性を図りたいというふうに考えているということであります。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

木下環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） それでは、補足のご説明をさせていただきます。

トキビオトープの整備事業の関係でございますが、33ページでございます。このトキビオトープ整備事業につきましては、ビオトープにつきましては10アール当たり3万円、それから冬期湛水につきましては10アール当たり1万5,000円、それから団地化助成につきましては3反歩以上連担をした場合に、団地化として取り組む場合に助成するもので、10アール当たり1万円、それから団体事務費助成といたしまして団地面積が5反歩以上の場合に事務費として助成するもので、1団体当たり3万円以内というような内容でございます。それで、ことはトキの放鳥が秋に行われるというようなことでそれぞれ面積がふえておりまして、ビオトープが当初計画よりも3.5ヘクタールの増、それから冬期湛水で30.3ヘクタールの増、団地加算で25.3ヘクタールの増等々がございました。その合計が809万5,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

金子農業振興課長。

○農業振興課長（金子晴夫君） 小規模・高齢化集落支援モデル事業についてご説明をいたします。

この事業は、現在行われております中山間の直払いの一変形バージョンでございまして、いわゆる限界集落対策を農業方面のほうから支援をしていこう、こういうふうな内容になっております。これが20、21年、2カ年事業で立ち上がっております。なかなか要件等がきつい事業でもあるのですが、今のところ佐渡市では金井の安養寺、それと両津の立強集落の2カ所について取り組んでいただけるということになりまして、今回予算を補正を計上させていただいております。今までの直払いと直接違うところは、直払いは基本的にはお金が個人のところへ参りますけれども、この事業は協議会の中に入っていきます。この協議会と申しますのは、集落と、それから市、JA等々でその集落を支援する協議会を立ち上げます。その中にお金が来まして、協議会の中で相談をしながら限界集落の支援をしていこう、こういうふうな仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 簡単にですが、1点目の畑野のゲートボール場のことなのですが、そうしますと先ほどの答弁でいいますと、以前はあの地域として残していくということだったのだが、今年度は方針を変えて、皆さんの書き方だと地元に移譲という書き方していますが、移譲するのだが、整備をしていくという、そういうことに方針が変わったという理解と、もう一つはその中身は地域の方に話をしてありますかということをお尋ねをしたいと思います。

それと、2点目のビオトープ関係ですが、これはトキの関連で伸びたのは大変いいことだと思うのですが、地域としては限定されているわけなのですよねということを確認だけしておきたいと思います。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

方向性が変わったということではなくて、現在使いやすいように少し補修をさせていただくということでもあります。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

木下環境課長。

○トキ共生・環境課長（木下良則君） 補足の答弁をさせていただきます。

この整備事業の中で小佐渡東部鳥獣保護区域内または市長が特に必要と認める区域内に所在することということになっておりまして、今当面想定されるのが小佐渡東部地区というようなことで、先ほど申し上げました面積につきましては小佐渡東部鳥獣エリアになっておるということとございまして、今後放鳥して、モニタリングをするわけですが、その事業拡大につきましてはこの後、様子を見ながら検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 27ページの障害福祉費ですけれども、障害者福祉サービス事業として就労継続支援費の増というのが1,021万上がっているのですけれども、ここを上げた理由と就労の移行支援費というのが下にあります。それも152万計上されていますけれども、この現状はどうなっているのか、教えていただきたいのと、次の障害者自立支援法の対策事業の中で、29ページの事業運営円滑化助成費として813万上がっていますけれども、この内容について教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

27ページの就労継続支援費増というのは、これは愛らんど畑野が4月から就労継続支援の施設に移行いたしました。それに伴いまして、増加になったということでもあります。あと、そのほかに光が丘ワークセンターというところに1人利用されているのですけれども、その施設も就労継続支援の施設に移行したということで増加になっております。

それから、就労移行支援につきましても1名の方が利用されているということで、それで施設が移行したということで増になっているということでもあります。

それから、29ページの事業円滑化助成事業でありますけれども、これは県の4分の3の事業でありまして、4分の3、県が出るわけですけれども、事業が円滑に進むように、いろいろの機材等の購入等含めて県から補助が得られるということで、これを813万になったということでもあります。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） それで、障害者福祉サービス事業として上がっている理由がわかったのです。施設なのですね。自立支援法からいくと、施設ではなくて、個々の障害者の人たちの就労支援をするということで、例えば佐渡市の職員においても教育委員会とか一般職においてふやすべきということで、そちらのほうも努力されるという答弁をもらっているのですけれども、そちらのほうの就労支援のほうはどうなっているのでしょうか。たしか教育委員会が低くて、市長部局はちょっと高かったのかなと思ったのですけれども、平均すると、でも全国の平均よりも佐渡市は低いということだったのですけれども、その状況を。

○議長（竹内道廣君） 暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

答弁を許します。

樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えいたします。

市役所とか、そういうところの就労ということにつきましては、この福祉サービス等には計上されておられません。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） ページで申し上げますと27ページ、後期高齢者医療特別会計繰出金というやつ、625万4,000円ある。これは、後期高齢の93ページへいって、これが出てくるわけです。それで、一体この時期に後期高齢に対する繰出金を一般会計が出さなければならぬというのはどういう意味があるのかと、このご説明を願いたい、こういうことです。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えします。

今回のものについては、人件費、職員の異動による人件費のみの計上でございます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） それはわかっておるのだ。だから、私は後期高齢者のほうの会計のページまで言っておる。何でこの時期に出さなければならないかということを知っておる。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） 異動による人件費につきましては9月に計上するというので、これは全会計統一ということで、今回計上させていただいております。

○議長（竹内道廣君） 小杉邦男君。

○9番（小杉邦男君） それでは、人事に関係してちょっとお聞きをしますが、先ほどの同僚議員からも話がありましたが、今回の補正予算のある面で特徴なのは、それぞれの事業部門で大きく人員が配置がえされたのだかどうか、そういう異動がありますね。予算上の異動があります。ある面で特徴だというふうに思っておるところであります。先ほどの説明のように全体では5名の減員になっていると、こういうことでありましたが、それぞれの事業部門別に見ると、例えば私は1つ上げたいのは39ページ、林業の関係なんか、ちょっとこの予算を見ますと、これ恐らく当初は18人の職員だったはずで、それが11人減員されると、差し引き計算して7人しか残らぬと。これ通常の私たちがミス予算上の人員配置というふうになります。そうしますと、これは事業において大きく政策が変わったのかなと、こういうふうに素直に理解をいたします。こういうようなことがあるのかどうか。その他についても同様であります。全体では確かにバランスよくやられて、差し引き計算合っているというのは承知をいたしておりますが、こういうような格好で見ますと、福祉の関係でも相当総務費では大きく落ちている。教育委員会も社会教育の予算上の人件費の人数が大幅に減っていると、こういうことでありますから、これは人事の配置において、決められた政策、行政政策とどういような関連性がある、このような大幅な異動を、予算上の異動を今の時期にやらなければいけないの、このことだけ1点だけ聞いておきます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今回の人件費の関係の部分につきましては、4月の異動によりましての人件費の組み替えということであります。政策が変わったのかどうかということではありますが、そのことについての直接の関係はありま

せん。あくまでも人件費をどの科目に計上するかということの数字的な意味合いであります。今回、先ほども特別会計にも話がありましたが、一般会計から病院の事業会計まで含めまして、総体で20年度当初と比べまして9名の減であります。19年度と20年度との全体の職員数の比較では約80人ぐらいの減はあるわけではありますが、それについては当初予算の中で想定した部分については組み入れをしておりますし、今回はあくまでも1日付での異動に伴う人件費の組み替えというふうにご理解願いたいと思います。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費から11款災害復旧費までの質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 総務部長と消防長にお聞きします。

消防費、48ページと49ページ、先ほどお話が出ていますけれども、消防費の中でも職員は188人と聞いていますけれども、実際人件費増になりました。消防は何人増なのか、これ1点と、2点目に、今回の予算に計上されていませんけれども、これ消防長に聞きたいのですけれども、燃料費について、ガソリンや軽油など価格高騰が続いている中で、消防とか救急の緊急車両については燃料は常に満タンを心がけていると聞いていますけれども、そこで燃料費確保は大丈夫なのか。この2点です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

加藤消防長。

○消防長（加藤貴一君） 答えいたします。

中村議員の消防職員の増による増額ではなくして、ここに書いてあるのは、私認識しておる中では定期昇給の改定に伴うものというふうにお聞きしております。共済増については総務のほう、担当のほうから、詳細に必要でしたらお聞き願いたいと思います。

もう一点、ガソリンの確保につきましては、現時点では消費についても、朝夕の点検等においても夕方の点検については緊急車両のみというような形で、一般車両については中止するというような形で工夫をしながら、現時点では昨年並みの消費で何とか、増額分についてはあと半年あるのですけれども、今現時点では何とか当初の額でいけるかなというような状況です。今後、あと半年あるので、ちょっと何とも言えませんが、そういう状況です。確保と、それから燃料の確保については現時点では問題ございません。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 佐藤孝君。

○18番（佐藤 孝君） 43ページの観光費、外国人旅行客の誘致事業334万9,000円、これについて内容をお聞かせいただきたいと思います。ちょっと私、外国人旅行客の誘致に力入れるということはいいいと思うのですけれども、これ以上やるとちょっと一般質問になるので、内容だけ教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

これにつきましては、新潟県国際観光テーマ推進協議会というところに佐渡市も協力しておりまして、

今回補正を議決いただきますと、それ以降の中国、台湾、韓国の方々に対するツアー客1人当たり1,000円の助成をしていきたいということでございます。個人ではなくて、エージェントのほうへお上げするという形で考えております。よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第126号についての質疑を終結いたします。

議案第127号 平成20年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第127号についての質疑を終結いたします。

議案第128号 平成20年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 平成20年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第129号についての質疑を終結いたします。

議案第130号 平成20年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結いたします。

議案第131号 平成20年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結いたします。

議案第132号 平成20年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第132号についての質疑を終結いたします。

議案第133号 平成20年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

議案第134号 平成20年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

議案第135号 平成20年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第135号についての質疑を終結いたします。

議案第136号 平成19年度佐渡市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。

白杵克身君。

○4番（白杵克身君） まず、お聞きしたいのですが、1点目ですが、監査委員の決算審査の報告の中に、これは65ページです。部制を引いたのだけれども、部長については財務規則上の専決委任がされていないと、そのままの支出で執行が3年続いているという指摘を受けておるわけですが、これは見方によると、部長は信用おけないから、委任できないということなのか、あるいはあくまでも財務規則の改正の怠慢によるものか、それから今現在どういうふうに変更されたか、その点についてお聞きしたい。

それから、決算書そのものでございますが、一般会計歳入歳出決算の市税の関係ですが、これが非常に滞納繰り越し分、収入未済額が非常に大きいわけです。4億6,200万くらいになるわけです。そのほかに分担金や使用料等いろいろと5億1,200万くらいの収入未済額があるわけですが、特にこの中で市税の収入未済に対する滞納処分といいますか、前年度からの、この対策はどのようにとってこられたか、その点についてお聞きしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

課長制から部長制になって、財務規則の見直しをしたのかということなのですが、見直しはしております。しかし、確かに財政課長が決算書の報告とかするようになっておるのですが、ほかの市の状況を見ると部長が報告するようなことにもなっておりますので、財務規則については佐渡市に合った財務規則にするよう指示を出しております。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） 徴収率の落ち込みでございますけれども、おっしゃるとおりでございます。年々16、7、8、9と落ち込んでおります。ことしから収納対策室を設けました。そこで収納体制の統一ということを図っておるわけでございますけれども、監査委員からの説明の中でも市税だけではなくて、すべての使用料、料についてもっと全体的に徴収率を上げる必要があるだろうと、全体で19年ですと10億近い滞納があるわけでございますけれども、今市の中でそれぞればらばらではなくて、全体で収納率を上げる方法はないかということで今できる方法を検討しております。おっしゃるとおりでございます。

非常に収納率については年々下がっております。支所、市全部を挙げて何とか滞納を減らすということで今検討しておるというところでございます。よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 今部制を引いたけれども、部長のいわゆる財務上の決裁権がないと、いわゆる決裁ラインから部長外れておるということですね。そうすると、これは市長または総務部長に聞きたいのですが、これは怠慢によるものか、それとも全く市長が部長なんて信用できぬから、財務は任せられないよということなのかどうか、その点をお聞きしたい。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤総務部長。

○総務部長（齋藤英夫君） お答えをいたします。

今財務規則の部分が部制になっていないということではありますが、これにつきましては財政課長のほうから話がありましたように、今検討しておるということであります。全般見直しをしていかななくてはいけないわけではありますが、それは本当に怠慢と言われればそのそしりを免れないわけではありますが、早急に詰めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） きょうは、代表監査委員もおいでになっていただいておりますので、代表監査委員からこのことについて所見があればお伺いいたしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

清水代表監査委員。

○代表監査委員（清水一次君） お答え申し上げます。

制度上そういったことを引いておりますので、やはり部長というものの位置づけをよくしていただきたいと、このように思います。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 一般質問でも決算委員会でも触れてまいりますが、今の同僚議員の質疑、全く同感でありまして、滞納です。平成16年から見ると6億、7億、8億とふえてまいりまして、19年度決算では10億の大台を超えている。60億しか市税がない中の6分の1を滞納しているというような状況は、大変全国でも珍しい異常な状態です。これに対して執行部の皆さんは、収納体制が悪いのか、それとも景気が悪いのか、どういうふうに分析をしましたか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） 先ほども話をしましたように、それぞれの部でそれぞれ分析をしております。端的に言いますと、非常にその内容分析が甘いということございまして、徴収の回数、さらに実際の各滞納者の内容の調査というものが十分に分析されていないと思います。それで、先ほど話をしましたように、それぞれの部ではなくて、すべての部が一緒になって内容検討する、徴収方法を上げていこうと

いうことで今考えておるところでございます。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 同じようなことであれなのですが、成果の説明書の中に、譲与税、交付税が減少したものの、市税、寄附金、その他が増額になりましたというのですが、この市税については譲与税との絡みがあって、ふえたので、実質的な市税は去年の補正予算で1億落ちている。そして、今のような滞納、その他があるということは、私も一般質問でやりますが、3年前からこの施策が収納率を上げることばかりなのだけれども、税を上げる対策が全く、景気対策何も全くやっていないから、こういうことになるので、ないそでは振れないところもあるわけで、これは単に収納を上げる対策だけではなくて、総合的なことが必要なのではないかと、このように思いますが、これは今の滞納については単に収納のやり方だけで上がるというふうな考え方でいいのかどうなのか。そして、2つ目は、今言いましたように、市税がふえましたという決算の内容ですが、必ずしもトータルとして佐渡市の景気がよくなったから、ふえたというふうに私は理解できないのですが、その2つについての説明を求めます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） ご説明いたします。

後段の市税がふえたという点なのですが、国の税源移譲の関係で個人の市民税がふえております。ただ、その分、地方譲与税が削減になったということでございますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） おっしゃる内容はよく理解しました。自分がそこまで知識ございませんので、帰りまして、早速担当課と相談をさせていただきます。

○議長（竹内道廣君） 質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） そうしますと、監査の説明の中に、実質的には市税が減っておりますということをここに説明しなければならぬではないですか。何か嫌にふえていて、よさそうなことがあるけれども、実質的には佐渡市の政策が悪く、景気が悪く、実際には市税が減っておりますと、したがって今後何とかしなければなりませんというふうな説明が要るのではないですか。これ譲与税と市税の差額を見ると、ちょうど1億減っているように私には読めるのですが、私の言い方は間違っていますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） ご説明いたします。

主要施策の成果説明書のほうの1ページのほうで、歳入では地方譲与税、地方交付税等が減少したものの、市税、寄附金、繰入金、市債等の増加により前年度比2,852万5,000円の増額となりましたということで、総体的なことを述べております。この中に、地方譲与税が減額になって、その分、税源移譲によって市税がふえたということを書けばよろしかったのですが、あくまでも総論、総体的なことを述べておりますので、その辺でご理解のほうよろしく願いいたします。

〔「実質的には私の読み方が間違っているのか。実質的には1億減っているんじゃないかということを知りたい」と呼ぶ者あり〕

○財政課長（山本充彦君） ただ、税源移譲分が幾らかということはちょっと計算できませんので、譲与税が減った分と個人の市民税がふえた分、その辺の計算はちょっと困難かなと考えております。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） それはおかしい説明で、この3ページに出ている市民税と三角の4億7,800万というものの差がちょうど1億になるのだけれども、このことが、それでは全く関係ないというふうに読んでいいわけですか。私は、そうではないと思う。先ほどの同僚議員が、決算委員長が質疑にありましたように、どんどんふえているというのはこの辺に問題があるということ指摘したいために質疑をしておるわけで、このことがもし関係ないとすればいいけれども、私はここに関係あると思って、指摘しているのです。だから、そこのところはあなたの説明だと計算しなければわからないというけれども、一般市民がこのように見れば、今までよりこれがふえて、これが減っているというのはどうなのだと、実質的には佐渡の今の状況はどうなのだと見るためにはこのことの見方が一番私は端的だと思うのだけれども、この見方ができないということですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

地方譲与税が、それが4億7,000万ほど減っておるのは間違いありませんが、税源移譲によって幾らふえたかというものは計算ちょっとできないということで、理論上は5億9,000万ほど来るということで国のほうでは試算しているのですが、では実際にそれなら税源移譲で佐渡市の税金が幾ら寄与したかということはちょっと計算が不可能ということでご理解願いたいと思います。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第136号の質疑を終結いたします。

議案第137号 平成19年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。

金光英晴君。

○19番（金光英晴君） 先ほど報告のところでお聞きすればよかったのかもしれませんが、19年度資金不足比率審査結果についてという部分で、病院事業会計の個別意見のところ、19年度は11.4%不足比率でありましたと、ただ1年基準にして、20年度の償還予定額を入れますと22.4%になりますよという指

摘がされておるわけなのですけれども、これは一体どういうふうに理解すればよろしいのか、教えていただきたいのですが。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

菊地監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（菊地賢一君） お答えいたします。

1年基準というようなことですが、これにつきましては、先ほど資金不足比率につきましては11.4という、これは国の決めたルールに基づいて計算しますとそういう計算になるわけですが、ただ民間の考え方を取り入れた場合、そのときに企業会計もそうなのですけれども、会計の基準年度、1年というのございまして、またその1年によって流動負債、流動資産という分け方を1年でしております。そういったことで、今回ルールに基づいた計算をしますと11.4になるのですが、そこら辺のところの考えを導入しまして、この後、20年度に返還予定の起債、それを加えて、これは実質的には民間で考えますと流動負債に当たるのではないかとということで、それを加えまして計算しますと22.4%になるということがあります。それでしたがいまして、個別意見をつけさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 金光英晴君。

○19番（金光英晴君） そうしますと、ではほかの特別会計も起債の償還金を入れれば、報告されている数字は変わってきますよというふうに思うわけですが、そういう考え方ではないのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

菊地監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（菊地賢一君） お答えいたします。

確かにそのとおりなのですが、今回の意見としましては、そういった考えを導入すれば、そういう計算の仕方がありますよということでありまして、ただ、この計算の方法につきましては、民間企業と公営企業のあり方、今国でもいろいろと議論しているところでありまして、今の公営企業の計算方法でいきますと、今算出している11.4という数字になるということでありまして、それはそのとおりでありますので、ただこういう考え方を導入すると22.4という数字も出てきますよということで注意を喚起したいというところがあります。

○議長（竹内道廣君） 近藤和義君。

○25番（近藤和義君） 特別会計も企業会計もちょっと精査をしてみましたら、全く健全化の数値を図るような計算の仕方ではないわけです。下水道なんかは、5億円しか金が上がっていないのに17億円繰り入れて、20億円市債を発行して、それでも黒字で計上する。水道会計は、流動資産から流動負債を引いて、その額を載せた。全く4,700万も繰り入れているのに黒字になっているというようなことが起きて、今の病院会計も実際には6億5,000万ぐらいの繰り入れをして、その分が赤字なのですが、2億何ぼの赤字だけで計上しているというようなやり方なので、これは財政の健全化全く見れない算定の国で示している方法です。事務局に聞きたいのですが、この方法は来年からもっと綿密に正確に企業の特別会計のプラス・マイナスが見れるような仕方に変えるというふうな通達はもう来ているのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

菊地監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（菊地賢一君） お答えいたします。

私のほうの答弁より、本当は財政当局のほうの答弁になるかと思うのですが、今の健全化指標につきましては計算ルールが今の計算ルールで決められております。それで、全国的にもまだどういう状況かというのは発表になっていない段階でありまして、この後、制度自体がどうなっていくかというのはよくわからない部分がありますが、19年度決算における計算方法としましては、今決められたルールに基づいて計算をして、公表していくということだと思っております。議員ご指摘のように、確かに私どもとしましては監査の立場から見ますと、そういうような疑問点が制度自体に、制度上の疑問点が残るわけですが、これはそういった今後改正されていく可能性もあるというふうに考えております。今のところ、どうするかというのは私どものほうには来ておりません。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 補足答弁を許します。

山本財政課長。

○財政課長（山本充彦君） お答えいたします。

この指標等については、国のほうから示された算式に基づいて計算しております。また、公営企業のほうでは起債に関する部分、公債費については流動負債にするのではなくて、資本のほうに繰り入れるというふうになっております。それで、流動負債のほうにはカウントされないということで、国のほうでそういう計算式を示しておりますので、今のところ11.4というふうになりますし、もしそれが流動負債のほうに組み入れることになれば、これも基準が20%からポイントが上がって、30になるのか、幾らになるのか、わかりませんが、その基準も上がってくるのではないかなというふうに考えております。今国のほうではその計算式について、今回は今の計算式ですが、地方公共団体のほうからいろいろな要望があって、来年度にはまた算式が若干変わってくるのではないかなというふうに考えております。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第137号の質疑を終結いたします。

議案第138号 平成19年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第138号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第117号から議案第135号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第6 決算審査特別委員会の設置

○議長（竹内道廣君） 日程第6、佐渡市議会決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議案第136号から議案第138号までについては、9人の委員で構成する決算審査特別委員

会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第136号から議案第138号までについては9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

日程第7 議会議第9号

○議長（竹内道廣君） 日程第7、議会議第9号 佐渡市議会決算審査特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

決算審査特別委員会委員に

1番	松本正勝君	2番	中川直美君	7番	廣瀬擁君
9番	小杉邦男君	11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
14番	若林直樹君	24番	根岸勇雄君	25番	近藤和義君

の以上9名を選任いたします。

ここで、正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後 0時07分 休憩

午後 0時08分 再開

○議長（竹内道廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告をいたします。

委員長 近藤和義君

副委員長 小杉邦男君

以上であります。

日程第8 請願第6号から請願第8号、陳情第3号

○議長（竹内道廣君） 日程第8、請願の委員会付託を行います。

本定例会における請願第6号から請願第8号まで及び陳情第3号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（竹内道廣君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来週9日火曜日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 0時08分 散会